

令和4年度第1回倉敷市情報公開・個人情報保護審議会議事要旨

令和4年6月3日(金)

10:00~11:45

本庁舎5階502会議室

出席者 大熊委員、宍戸委員、渋谷委員、嶋津委員、浅尾委員
児玉委員、佐藤委員、橋本委員、光畑委員
事務局 法務課：花田課長、情報公開室：石川室長、田中主任

1.開会

事務局から委員改選に伴う退任委員と新任委員を報告。新任委員からの自己紹介。次に、事務局から職員の変動報告を行った。

(◎会長、○委員、●事務局、□保健課)

2.議事

(1) 会長及び副会長の選任について

委員から大熊委員に会長を宍戸委員に副会長をとという意見があり、拍手をもって承認を得る。大熊会長、宍戸副会長のあいさつの後、議事進行を大熊会長に引き継ぐ。

(2) 令和3年度情報公開制度の運用状況について

※ 事務局が運用状況について報告、説明。

(3) 令和3年度個人情報保護制度の運用状況について

※ 事務局が運用状況について報告、説明。

3.その他

(1) 特定個人情報保護評価の実施・再実施について(報告)

・「住民基本台帳に関する事務」の保護評価

※ 事務局から特定個人情報保護評価の説明と再実施について報告。

・「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」の保護評価

※※ 担当課から令和4年3月10日に公表済みの評価書について説明、報告。

◎ 既に公表していた予防接種に関する事務と今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務とは、対象人数以外で大きな違いはありますか。

□ どちらも同じ情報システムを利用していますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の場合、接種証明書の交付業務を国の開発したシステムで行っ

ている点と全項目評価の実施にあたり、パブリックコメントと第三者点検の実施が必要な点も大きな違いと言えます。

- ◎ 本来であれば特定個人情報保護評価は事務事業を実施する前に実施することとなっていると思われませんが、その点はどうだったのでしょうか。
- 国から緊急時の事後評価の適用対象となることが示されており、評価の実施より、ワクチン接種を確実・安全・迅速に行うべく、ワクチン接種事業を最優先で進めてまいりました。
- ◎ 評価書の実施がこの時期になったのはどうしてでしょうか。
- 保健所業務の業務量が膨大であったことに加え、国からの事務連絡が、昨年度だけで5回、そのうち3回は評価書の修正ではなく評価の実施・再実施を必要とするものでありました。これは現実的ではないため、まとめて評価の実施を行いました。
- ◎ 第三者点検を実施された△△委員に評価書を確認しての簡単な感想をお伺いしてもよろしいでしょうか。
- 使用している情報システムが保健所システム以外、全て全国共通であるため、倉敷市単独で問題が発生する可能性は低い状況です。評価書の作成については、平成27年から実施している予防接種事務の評価書をベースに、既に公表されていた他市の評価書を参考にしているようで、情報システムもほぼ全国共通であるため、他と特に違った点もありません。個人的には、緊急的な対応としてはありだと思っています。
- ◎ 第三者点検も実施し、気になった点を修正した上で今回の評価書ができたということであれば、当審議会としても特に異議なしということでもよろしいか。
- 承認。
- 再度、評価の再実施を行うよう通知があった件について、当審議会の意見を聞きたいと担当課から申し出があった旨伝達。
- 再実施について説明
- ◎ 今回の事務連絡については、評価書の修正だけではなく評価の実施、つまりはパブリックコメント及び第三者点検が必要であるというのが国の見解なののでしょうか。
- 今回の接種証明書におけるコンビニ交付導入においては、申請受付時に個人情報を取得することになります。そのことは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため、国としては評価の再実施を求めているものと解されます。
- ◎ 接種証明書におけるコンビニ交付はいつからの実施を予定していますか。
- 国は7月開始を予定しているとのことです。また、国としては全自治体が7月にコンビニ交付を開始することを目指しているものと解されます。
- ◎ 担当課としては、評価の再実施を行うべきかどうかを当審議会で審議して欲しいということですか。
- 正確には、現在の状態で評価の再実施を行って、果たして特定個人情報保護評価

が客観的に合理性のあるものになったと言えるかどうか、ご意見をいただきたいと考えています。

- このコンビニで交付記録を出すときに個人情報としてマイナンバー等を聞かれるのですか。
- マイナンバーではなく、カードに内蔵された利用者証明用電子証明書を利用するためマイナンバーカードが必要になります。(資料にて取得方法の説明)
- ◎ マイナンバーカードを使って接種証明が取れるということで、倉敷市としては、コンビニ交付そのものに反対するつもりはないけれども、現在提供されている情報だけをもって、リスク対策が万全であることを当審議会で判断してくれと言われても、判断しかねるのではないかという趣旨ですか。
- 3月に公表されている評価書と変更する点は資料のとおりで、国から修正指示のあった部分しか変更していませんし、かつ今確認いただいている資料が国から提供された情報のほぼ全てになるため、この状態で再実施することで本来の目的を達したことと言えるのかどうか、担当課としては懸念しています。
- ◎ 担当課としては、今の時期でなくていいのではないかということですか。
- 事前に実施するのが正しいのですが、情報システムについて何の情報もオープンにされてなければ、判断材料がないかなと思っています。
- ◎ その点について第三者点検を実施された△△委員はどのようにお考えになりますか。
- 国の事業なので、国に具体的なものを示してもらって国が責任を取るというのが基本ですが、利用するのは、倉敷市の市民さんです。個人情報の問題に関しても倉敷市でちゃんと対応しているということで、今まで信用して皆さん利用されていると思いますので、いかに国の事業と言えコメントをしていくことが大事だと思いました。ただあまりにも情報がなさすぎてどうやって審議していいのか分からない。今、第三者点検を実施するのはなかなか難しく、柔軟にというか必要に応じてするしかないのかなという印象です。
- 接種証明のコンビニ交付については、反対ではなく、評価の再実施については、然るべきタイミングでというご意見でよろしいか。
- ◎ 今すぐすべきというご意見の方いらっしゃいますか。少し柔軟にというお考えということでよろしいか。
- コンビニで接種証明書が取れるというのは、非常に便利です。ただ、高齢者とか認知能力が低い人とかはマイナンバーカードの取得が難しい。ワクチン接種はそれによる副作用も報告されているので皆慎重になると思います。公的なところというのは、信用度が抜群ですから個人情報の扱いについても100%信用しています。だから、手間はかかってもその方がありがたいと思います。

若い人のことを考えたらコンビニ交付が便利だとは思いますが、コンビニ交付をして良いのかとは少し思います。もし、マイナンバーカードで手続きをして情報が

漏れてしまった場合、どこを訴えるのでしょうか。そういうことを考えたら私は公的な所であるのが、一番良いし安心と考えます。

- 現在、保健所窓口で接種証明を発行していること、スマートフォンのアプリで確認できることなどから、コンビニ交付を利用される方は恐らく少数だと思われます。
 - ◎ 確認させていただきますと、〇〇委員は原則通り、公表前に第三者点検やパブリックコメントを行った方が良いというお考えですか。
 - ワクチン接種に関しては、安心して接種できることが大事だと思いますので、従来通りのやり方が良いのではないかと思います。
 - ◎ 他の委員さんはいかがでしょう。
 - こういった接種証明がコンビニでできるということは、マイナンバーカードの交付推進もできると思います。自分は最近コンビニで色々な支払いをしているが、個人情報管理はしっかりできていると感じております。なおかつ、国がするシステムであればしっかりされていると思いきまでいらぬのかなと判断しました。
 - ◎ 反対意見もありましたが、倉敷市としては、接種証明書におけるコンビニ交付を導入し一定期間運用した実績を待って、しかるべき時に評価の再実施を検討するというところでよろしいでしょうか。
- では、賛成多数ということでそのようにさせていただきたいと思います。

(2) 個人情報保護法の改正について

- ・「個人情報保護制度見直しの全体像」と「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方」
- ・新しい個人情報保護制度における情報公開・個人情報保護審議会の役割

※事務局が説明

- ◎ 法律が改正され役割が変わってくるということで、必要に応じて相談いただくということでもよろしいか。
- 承認

- ・情報公開・個人情報保護審議会委員の令和4年度末までの任期延長について

※事務局が説明

- 承認

以上で議事を終了した。

令和4年6月22日

会長 天熊裕司